# 店頭外国為替証拠金取引約款新旧対照表

新	旧
第1条~第2条	第1条~第2条
(省略)	現行通り
第3条	第3条
1項	1項
(省略)	現行通り
2 「スワップポイント」とは、取引の対象となる外貨と円貨及び	2 「スワップポイント」とは、取引の対象となる外貨と円価
外貨同士の金利差調整分を換算し、清算した金額をいいます。	及び外貨同士の金利差調整分を換算し、清算した金額をいい
	ます。
3項~5項	3項~5項
(省略)	現行通り
6 「預託証拠金残高」とは、預託証拠金に既決済損益及び出金予	6 「預託証拠金残高」とは、預託証拠金に既決済損益及び出
約額を加算減算した預託 <u>証拠金</u> をいいます。	金予約額を加算減算した <u>証拠金</u> をいいます。
7項~16項	7項~16項
(省略)	現行通り
第4条~第6条	第4条~第6条
(省略)	現行通り
(削除)	第7条(本取引の内容)
	1 本取引はインターネットを通じて当社が管理するサーバー

(以下「本サーバー」という。) にアクセスし、当社がサーバー上で提供する取引システム(以下「本取引システム」という。) を利用して行われることを原則としています。本サービスの利用において、本取引システムの改変及び本取引システム以外の使用を禁止します。その他通信手段による注文及びその変更・取消は、当社が別途認めた場合を除き受け付けないこととします。

# 第7条(禁止事項)

- 1 お客様は、お客様が次の各号に定める行為を行ってはならないことに予め承諾することとします。なお、お客様の行為が当該禁止行為に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うこととします。
- (1) 当社がサーバー上で提供する取引システム(以下「本取引システム」という。)の改変及び本取引システム以外のツール等を使用する行為。
- (2) 過度な投機的取引を行う行為。
- (3) 本取引システムで通常実行できないような取引を行う行為。
- (4) 取引の如何に関わらず本取引システム又は本取引システムの運用に対して過大に負荷を強いる行為。
- (5) お客様と当社の間で交わされた電子メール、電話、書簡等の内容 を当社の書面の同意を得ずに公開、複製、転載、再配布、販売する行 為。
- (6) 当社の役職員(当社の関連会社並びに業務を委託している相手方

(新設)

<u>の役職員を含む。)に対する暴言、恫喝、脅迫、虚言、誹謗中傷、名</u> 營を毀損する言動、業務を妨害する行為。

- (7) 本取引システムの脆弱性、当社又はお客様の通信機器、通信回線、システム機器等若しくはインターネットの脆弱性、インターバンク市場等の混乱等を利用して不当に利益を得ようとする行為。
- (8)前各号のほか、当社とお客様または他のお客様との円滑な取引支障をきたす行為。

2 お客様が当社と行う取引について、<u>前項の禁止行為</u>が行われた場合、当社は当該口座を凍結し、過去に遡り約定を無効とすることができるものとします。これにより、不足金が発生した場合、当該不足金について当社はお客様に請求できるものとします。また、当該取引により当社が損害を被った場合は、お客様は当該損害に対し賠償責任を負うものとします。なお、当社はいかなる理由であっても、約定の無効によりお客様に生じた一切の損害につき、お客様に対して何らの責任も負担しないものとします。

2 お客様が当社と行う取引について、<u>不正又は、禁止されている取引</u>が行われた場合、当社は当該口座を凍結し、過去に遡り約定を無効とすることができるものとします。これにより、不足金が発生した場合、当該不足金について当社はお客様に請求できるものとします。また、当該取引により当社が損害を被った場合は、お客様は当該損害に対し賠償責任を負うものとします。なお、当社はいかなる理由であっても、約定の無効によりお客様に生じた一切の損害につき、お客様に対して何らの責任も負担しないものとします。

第8条

(省略)

第9条 (注文の受付・実行)

1項~4項

(省略)

5 お客様が当社に発注することのできる売買注文の数量及び建玉の

第8条

現行通り

第9条 (注文の受付・実行)

1項~4項

現行通り

5 お客様が当社に発注することのできる売買注文の数量は、お客

限度(以下、「最大注文数量」という。)は、お客様の預託証拠金の額│様の預託証拠金の額及びお客様の保有ポジションに応じて当社 及びお客様の保有ポジション、ご資産、ご経験等に応じて当社の定めしの定める数量の範囲内に限り、かつ当社の定める最大注文数量の る数量の範囲内に限り、かつ当社の定める最大注文数量の範囲内に限 られるものとします。

6項~8項4号

(省略)

- (5) 本口座が凍結されているとき。
- (6) その他取引を成立させるのが相当でないと当社が判断したとき。 9項~10項

(省略)

- 11 当社は、以下の事由が生じたときは、新たな注文を受け付けない ことができることとします。
- (1) お客様の届け出た住所・メールアドレス宛てに当社によりなされ た本取引に関する諸通知が、転居、不在その他当社の責めに帰さない 事由により、延着し、または到達しなかった場合
- (2)「犯罪収益移転防止法」等の法令、本約款及びその他の規程等に 違反、または違反する疑いがあると当社が判断し、その調査を行うと き
- (3)本口座が凍結されているとき。

第10条~第23条

(省略)

範囲内に限られるものとします。

6項~8項4号

現行通り

(5) その他取引を成立させるのが相当でないと当社が判断し たとき

9項~10項

現行通り

(新設)

第 10 条~第 23 条 現行通り

### 第24条(クライアント環境の障害等)

1 お客様は、お客様の電子機器、通信機器、通信回線等(以下、「クライアント環境」という。) に障害が生じた場合は、お客様の責任において障害を取り除くこととし、当社がクライアント環境の障害等について一切の問合せを受けないことにあらかじめ同意することとします。

2 お客様は、クライアント環境に対する操作の誤り、またはクライアント環境の不具合、誤作動、障害等に起因してお客様が被った損害・ 損失については、全てお客様に帰属し、当社は一切その責を負わない こととします。

### 第25条(携帯電話等向け取引システム)

1 携帯電話等向け(パーソナルコンピューター以外の機器をいい、以下「モバイル取引機器」という。)の本取引システムについては、モバイル取引機器に使用されているハードウェアやソフトウェアが多様であり、全ての機種について動作確認が行われているわけではありません。このため、モバイル取引機器の機種によっては動作又は表示に不具合や誤作動が生じたり取引ができなかったりする可能性があります。お客様は、実際の取引で使用しても問題がないとお客様が独自に判断した場合に限り、モバイル取引機器を利用することとします。

2 当社がモバイル取引機器用に提供する本取引システムは、本取引に 必要な全ての機能を備えているわけではありません。お客様は、パー

#### 第24条

(新設)

第 25 条

(新設)

ソナルコンピューター用の本取引システムを利用できる環境を用意 し、モバイル取引機器用の本取引システムは補助的な手段としてのみ 利用することとします。

- 3 モバイル取引機器用の本取引システムで実際の取引を行い、何らか のシステム的な問題又は通信の遅延等が発生した結果、お客様が損害 等を被った場合でも、その責は全てお客様が負うこととします。
- 4 本条の定めは当社が推奨するモバイル取引機器の機種についても 適用されることとします。

### 第26条(免責事項)

1項1号~9号

(省略)

- (10) お客様が本約款又はその当社に定める規程に違反し、それに対 (10) その他当社の責めによらない事由により生じた損害。 して当社が行った作為、不作為により生じた損害。
- (11) その他当社の責めによらない事由により生じた損害

# 第 27 条 (解約)

1項1号~2号

(省略)

- (3) 第35条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき。
- (4) お客様が当社に対する届出事項について虚偽の届出を行っていた ことが判明した場合。
- (5)お客様が当社(当社の関連会社並びに業務を委託している相手方 することが不適切であると認めた場合。

### 第24条 (免責事項)

1項1号~9号

現行通り

# 第 25 条 (解約)

1項1号~2号

現行通り

- (3) 第33条に定める本約款の変更にお客様が同意しないと
- (4)前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続

を含む。)の名誉又は信用を毀損したと当社が判断した場合。

(6)お客様が当社(当社の関連会社並びに業務を委託している相手方 を含む。)の業務の運営又は維持を妨げていると当社が判断した場合。 (7)お客様が反社会的勢力の団体及び団体員並びに団体関係者に 該当すると当社が判断した場合。

- (8) お客様からの預り資産の全部又は一部が、犯罪行為によって不正 に取得した疑いがあると当社が判断した場合。
- (9)お客様が、日本国内の居住者でないことが判明した場合、また、 お客様から非居住者になる旨の届出があった場合
- (10) お客様の開設口座のお取引及び全ての残高がなくなった後、相当 期間が経過した場合。
- (11)前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続す ることが不適切であると認めた場合。
- 2 お客様との間の本取引を解約する場合において、お客様が当社 2 お客様との間の本取引を解約する場合において、お客様が と行う本取引のポジションが残存するとき、またはお客様の当社 に対する債務が残存するときは、残存するポジションを反対売買 により決済した上で、第15条及び第16条に定めるところに従い、 当社とお客様の間の債権債務を清算するものとします。

3項

(省略)

3項

第28条 (取引報告書及び受領証)

(新設)

当社と行う本取引のポジションが残存するとき、またはお客 様の当社に対する債務が残存するときは、残存するポジショ ンを反対売買により決済した上で、第15条第3項及び第16 条に定めるところに従い、当社とお客様の間の債権債務を清 算するものとします。

現行通り

第26条 (取引報告書及び受領証)

(省略)	(省略)
第29条 (通知の効力)	<u>第 27 条</u> (通知の効力)
(省略)	(省略)
第30条 (損害賠償についての制限)	<u>第28条</u> (損害賠償についての制限)
(省略)	(省略)
<u>第31条</u> (公租公課)	<u>第 29 条</u> (公租公課)
(省略)	(省略)
第32条 (適用される法律)	<u>第30条</u> (適用される法律)
(省略)	(省略)
<u>第 33 条</u> (合意管轄)	<u>第 31 条</u> (合意管轄)
(省略)	(省略)
<u>第 34 条</u> (クーリングオフ)	<u>第 32 条</u> (クーリングオフ)
(省略)	(省略)
第35条 (本約款の変更)	<u>第 33 条</u> (本約款の変更)
(省略)	(省略)
平成21年7月1日制定	平成21年7月1日制定
平成 22 年 1 月 25 日改訂	平成 22 年 1 月 25 日改訂
平成22年4月1日改訂	平成 22 年 4 月 1 日改訂
平成 22 年 7 月 17 日改訂	